



平成 23 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 オプテックス・エフエー株式会社
代表者名 代表取締役社長 小國 勇
(コード番号 6661 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理部門統括 坂口 誠邦
電話番号 075-325-2930

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 4 日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 25 日開催の当社第 9 回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項決定の委任に基づきまして、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションの目的で発行する新株予約権について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

第 4 回新株予約権

(2) 新株予約権の総数

下記(4)に定める内容の新株予約権 1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 100,000 株を上限とし、下記(4)①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の割当てを受ける者ならびにその人数及び割り当てる新株予約権の数

当社の取締役	5 名	340 個
当社の従業員	35 名	605 個

(4) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式」という。）は100株とする。

なお、株主総会における決議の日（以下「決議日」という。）後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、下記（6）において定める新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③新株予約権の行使期間

平成26年1月1日から平成28年12月31日

